



中国独占禁止法に違反する知的財産権の濫用について

(筑波大学大学院修了) 胡 勇・(筑波大学人文社会系) 星野 豊

Intellectual Property Abuse Violating Anti-Trust Law in China

LL.M. of Tsukuba University; Faculty of Humanities and Social Science

HU, Yong; HOSHINO, Yutaka

---

知的財産権の濫用 競争排除・制限 市場を支配する地位

---

知的財産権の保護と独占禁止法とは、イノベーションと競争の促進、効率の向上等、共通の目標を有する。然しながら、知的財産権の所有者が権利を過剰に保護すると、技術の発展を妨げるし、消費者の利益及び社会公共利益も害する、との観点も、各国で共通である。「知的財産の濫用 (intellectual property abuse)」とは、知的財産の権利者が、法律の文言上認められた範囲を超えたか否かに関わらず、不公平・不適當な方法で権利行使をしたことにより、他人または社会の公共利益を害したことに對して、かかる行為により生じた害悪を除去するものである。知的財産権の濫用には様々な形態があるが、本発表では、特に、知的財産権の濫用により、独占禁止法に違反した行為に焦点を当てて議論する。

### 一、中国独禁法立法前の状況

中国においては、「中華人民共和國反壟斷法 (以下では中国反壟斷法、若しくは中国独禁法という)」は2008年8月1日より施行され、現在までわずか7年間しか経過していない。米国、日本の独占禁止法と比べると「未熟」であるが、とにかく立法できたこと自体は大きな進歩を遂げた、と言われている。中国独禁法が立法される前、中国においては、知的財産権濫用問題に對して規制を行うための法律上の根拠が極めて乏しかった。例えば、1999年に、6C連合会 (日立、松下、Time Warner、JVC、三菱電機、東芝) と3C連合会 (Philips、Sony、Pioneer) が共同で、「6Cと3Cとは、DVDの中核的な技術特許を持ち、全てのメーカーは6Cと3Cより特許権を購入しないと、生産をしてはいけない」という発表を行った。この発表は、全世界のDVD総生産量のうち70%を生産している中国のDVD産業にとって、明らかに大きな障害であったが、当時は6Cと3Cを規制できる法律がなかったため、多くのDVDメーカーがこの不公平な特許許可費用を負担できず、次々倒産するという問題が生じた。また、Microsoftがある製品を販売する時に抱合せ販売行為があり、2004年3月24日にEUにおいて市場支配地位濫用として4.97億ユーロ罰金を科されたのに対して、同じ行為が、中国では知的財産権の濫用による独占禁止に関わる法律がなかったため、中国の市場管理監督機關はMicrosoftの抱合せ販売を規制することができなかった。このほか、CISCO訴華為特許権侵害事案、日立訴南方汇通特許権侵害事案、INTEL訴東進特許権侵害事案等、知的財産権濫用による独占を規制する有効な法律がなかったため、全て中国企業に不利な判決が出てしまった。

当時において、知的財産権の濫用行為を規制する直接の法律はなく、関係する規定が個々の法律にバラバラに規定されていた。例えば、『民法通則』中の権利濫用禁止基本原則、『特

許法（中国名：専利法）』中の強制許可制度、『中国技術輸入出管理条例』中の技術契約に技術発展に妨げる条項を強制的に無効させる規定、また、『契約法（中国名：合同法）』中の「技術を独占し、技術の発展又は他人の技術成果に侵害する契約は無効とする」等の規定があった。然し、知的財産権の行使は専門性が高く、特に知的財産権の濫用は実務上相当複雑な解釈を必要としたため、上記の諸規定では極めて不足であることが明らかであり、独占禁止法の立法が呼びかけられてきた。

## 二、中国独禁法の立法及び関連法律規定の制定

前述のとおり、中国独禁法が立法されてからわずか7年間しか経過していない、然し、中国独禁法を執行する機構である中国国家発展改革委員会（日本の「公正取引委員会」、以下「発改委」）は、テレビ、粉ミルク、白酒、自動車、通信数十業界の百社を越える企業に対して、「独占禁止法」の違反で、科料を科した。最も話題になったのは、2015年2月に、発改委が、超大手である米国系通信会社クアルコムに対して、「クアルコムは市場の支配的地位を濫用し、競争を排除または制限する行為を実施し、中国独占禁止法に違反し、2013年度中国市場での売上の8%、計60.88億円の科料を科す」と発表したことである。この発表に伴い、巨額な科料を科す理由についても発表された、即ち、クアルコムはCDMA、WCDMA、LTE無線通信基準に必要な特許許可市場及びベースバンドチップ（Base band chip）市場で支配的な地位を持ち、以下の市場支配地位濫用行為を行った：1、不公平な特許許可費用を徴収したこと；2、正当な理由なく、非無線通信基準必要な特許許可を抱合せて売ったこと；3、ベースバンドチップを販売する際に不合理的な条件を付したこと。

立法の定義からみると、中国独禁法の立法目的<sup>1</sup>は、日本の「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「日本独禁法」という）で定められた定義<sup>2</sup>より随分簡単である、日本独禁法には、手段を含み、不当な拘束排除対象（生産、販売、価格、技術等）まで詳しく定められているが、中国独禁法は、相当纏められた定義で、市場の公平な競争を保護、経済運営の効率を高め、消費者利益及び社会公共利益を保護、市場経済の健全な発展を促進する等の目的しか定められていない。また、技術等知的財産権に関しても、目的の定義に言及されていないにもかかわらず、第55条以外、知的財産権の濫用による独禁法に違反する関連規定が見当たらない。さらに、第55条【知的財産権の濫用行為への適用】<sup>3</sup>には、事業者が知的財産権を濫用して競争を排除又は制限する行為については、中国独禁法を適用する、との一般原則としての規定であり、実務上運用する際には相当難解な解釈を行う必要があり、

<sup>1</sup> 中国『独禁法』第1章【総則】第1条【立法目的】この法律は、独占行為を防止及び禁止し、市場の公平な競争を保護し、経済運営の効率を高め、消費者利益及び社会公共の利益を保護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するために、制定する。

<sup>2</sup> 日本『私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律』第1章【総則】第1条【目的】この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公平な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止する、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

<sup>3</sup> 『中国独禁法』第8章【附則】第55条 事業者が知的財産権関連の法律・行政法規に基づき、知的財産権を行使する行為については、この法律を適用しない。但し、事業者が知的財産権を濫用して競争を排除または制限する行為については、この法律を適用する。

米日のガイドラインに準じたガイドラインの制定が必要だと考えられる。

中国独禁法第55条の規定が実務上の運用の実効性を高めるように、中国国家工商行政管理総局<sup>4</sup>（以下「工商局」という）は『知的財産権濫用による競争制限、排除行為の禁止に関する規定』（以下「知財権濫用禁止規定」という）という解釈法規のようなものを採択し、同規定は2015年8月1日より施行された。下記の注で解説したように、工商局は価格に係らない独占禁止行為のみを管轄するため、当該規定も価格に係らない、競争を制限又は排除する知的財産権の濫用に関するもののみとなる。当該規定は、知的財産権の権利行使と支配的地位の濫用の線引きを明確化し、実務上にはガイドラインのような役割を果たしている。同規定は、現時点では、知財権の濫用による独占分野での取扱う唯一な専門な法規定であり、最も重要だと考えられるため、その特徴等について、下記で詳しく紹介する。

#### (a) 知的財産権濫用の定義と適用範囲について

『知財権濫用禁止規定』第3条において、独占禁止分野における知的財産権の濫用に対して、法律上の定義がされた、即ち、知的財産権濫用による競争制限、排除行為とは、経営者が「中国独禁法」の規定に違反し、知的財産権を行使し、行った独占協定、市場支配的地位の濫用等の独占行為（価格独占行為を除く）<sup>5</sup>とのことである。

また、同条は、知的財産権濫用が頻発する市場に対しても明確にされた。第2項において、技術市場とその特定の知的財産権を含む製品市場と、規制範囲が制限された。

#### (b) 知的財産権濫用と認定され、禁止される行為について

知的財産権の濫用により独禁法に違反するかどうかは相当複雑であるため、同法においては、禁止行為及び例外事項を列挙している。即ち、

1、経営者は、知的財産権の行使を利用し、製品価格を固定又は変更する、製品生産量又は販売量を制限する、販売市場又は原材料購入市場を分割する、新技術・新設備の購入又は開発を制限する、共同で取引を拒絶する、第三者に対し商品を転売する価格を固定する、第三者に対し商品を転売する最低価格を限定する、と国务院独占禁止法執行機構が認定し、あるいは、その他の独占協定を締結してはならない。但し、技術の改善、新製品の研究開発、経営効率向上、エネルギー節約、環境保護等のための場合には、例外とする<sup>6</sup>。

2、市場支配的地位を持つ経営者は、正当な理由がない限り、知的財産権行使において市場支配的地位を濫用し、競争を制限、または排除する行為をしてはならない。詳しくは、①そ

<sup>4</sup> 中国においては、独占禁止を取扱う機構について、国务院には独占禁止委員会が設置され、その下の実施機関として、独占行為の手段によって、三つに分けられる、即ち国家工商局（非価格独占協定、非価格市場支配地位の濫用、行政権力の濫用により、競争を制限、排除する行為）、国家發改委（価格の独占行為）、商務部（事業者の集中行為）。

<sup>5</sup> 注4で解説したように、価格独占は發改委が管轄分野である。

<sup>6</sup> 『中国独禁法』第15条1 事業者が、その達成する協定が次に掲げる状況の一つに該当するものであると証明できる場合には、この法律第13条、第14条の規定は適用しない。

(1) 技術を改善し、新製品を研究開発するための協定

(2) 製品の品質を向上し、コストを削減し、効率を促進し、製品の規格・基準を統一し、又は専門化を実行するための協定

(3) 中小事業者の経営効率を向上し、又はその競争力を増強するための協定

(4) エネルギー節約、環境保護、災害防止・救助等の社会公共利益を実現するための協定

(5) 経済的不況期において、販売量の著しい減少、又は明白な過剰生産を緩和するための協定

(6) 対外貿易及び対外経済協力において正当な利益を配分するための協定

の知的財産権が生産経営活動の必須の構成となっている場合、合理的な条件により当該知的財産権を使用しようとする他の事業者への許諾を拒絶すること。②取引の相手方が自分とのみ取引を行う、若しくは自分の指定した事業者とのみ取引を行うよう制限すること。③取引慣例、消費習慣等に反し、又は商品の機能を無視し、強制的に異なる商品をセット販売或いは組合せて販売すること。④抱合せ販売行為を行うことにより、抱合せ販売商品の市場における当該事業者の支配的地位を被抱合せ販売商品の市場にまで広げ、抱合せ販売商品又は被抱合せ販売商品の市場における他の事業者による競争を排除・制限すること。⑤知的財産権を取引の相手方に使用を許可する時に不合理な制限ないし条件を付すること。⑥同じ条件の取引の相手方に対して差別的な扱いを行うこと。

3、事業者は、パテントプールを利用して競争排除、制限することを禁止され、特に市場支配的地位を持つパテントプールの管理組織に対しては、より厳しい拘束がされている。

4、事業者は、知的財産権行使において、標準（国家技術規範の強制的要求を含む）の制定と実施を利用して、競争の排除、制限行為を行ってはならない。特に、市場支配的地位を持つ事業者は、標準の制定の過程において、意図的に標準の策定組織にその権利情報を開示しない、又はその権利を放棄すると明確にしたにもかかわらず、ある標準が当該特許権に関わる場合、当該標準の実施者にその特許権を主張し、また、その特許が標準の必須特許となった後に、公平、合理的かつ非差別的原則に違反し、実施許諾を拒絶する行為、抱合せ販売行為又は取引において不合理な制限条件を付する行為等を実施し、競争を排除、制限することを、厳しく制限されている。

#### (c) 濫用知的財産権による競争制限、排除する行為の認定方法について

同法には、ある行為が知的財産権の濫用による競争を制限、又は排除する行為をなるかについての判断方法も列挙された。同法の第15条・16条によると、主に、事業者が行使した当該知的財産権の性質と態様、事業者同士の相互関係の性格、当該行為の関連市場、事業者の市場における地位、当該行為が関連市場における競争に与えた影響、等の面から分析し、また、次に掲げる要素を考慮しなければならない。①事業者と取引の相手の市場における地位；②関連市場での市場の集中度；③関連市場へ参入する難易度；④産業慣行及び産業発展段階；⑤生産量、地域、消費者等について、制限を加える期間と効力の範囲；⑥イノベーション促進及び技術の普及に対する影響；⑦事業者のイノベーション能力及び技術変化の速度。

#### (d) 罰則規定について

事業者が知的財産権を濫用して競争を排除・制限する行為が独占的協定に当たり、又は市場支配的地位の濫用に当たる場合には、違法行為の差止めを命じ、違法所得を没収し、前年度の売上高の1%以上10%以下の罰金を併科することができる。

#### 結語

中国においては、知的財産権の濫用による独占的行為に対する法律上の規制が乏しく、未だ実務上の経験も豊富でないため、今後更に詳しいガイドラインを制定する必要がある。然しながら他方、現在の中国独禁法と知財権濫用禁止規定は、中国のビジネス展開を考える企業にとって、実務上重要なガイドラインとなるものであり、理論上も興味深い性格を持つものと考えられる。